市政記者各位

平成３１年３月１３日
経済観光文化局文化財活用部

重要文化財の指定及び国登録有形文化財の登録について
～庚寅銘大刀・木造阿弥陀如来立像を指定，料亭満佐を登録～

平成31年3月18日(月)に開催予定の国文化審議会文化財分科会(会長 佐藤信)において，福岡市に所在する2件の美術工芸品を重要文化財に指定，1件の建造物を国登録有形文化財に登録することが妥当である旨，答申される予定となっておりますのでお知らせします。

1　重要文化財（美術工芸品）の指定

（1）金錯銘大刀　一口（考古資料）

西区所在の元岡古墳群Ｇ群６号墳から出土した金錯銘大刀**（通称：庚寅銘大刀）**は，刀身の棟に１９字が金象嵌されています。国内で暦が使われた最古の例となる可能性もあり，学術的に非常に価値が高いものです。

（2）木造阿弥陀如来立像　快成作　一軀（彫刻）

博多区の萬行寺が所蔵する仏像です。仁治３年（１２４２）に仏師快成により制作された，鎌倉時代の阿弥陀如来像の典型例として，その美術史上の価値が高く評価されたものです。

庚寅銘大刀　木造阿弥陀如来立像

2　国登録有形文化財（建造物）の登録

（1）料亭満佐主屋棟ほか４棟

博多区中洲に所在し，昭和２９年に建設されました。各客室は異なる趣向の意匠で整えられ，上質な新興数寄屋の料亭建築として評価されたものです。

料亭満佐　主屋

【問い合わせ先】
庚寅銘大刀に関して…経済観光文化局文化財活用部埋蔵文化財センター
担当：宮井・比佐　TEL：092-571-2921　FAX：092-571-2825
木造阿弥陀如来立像・料亭満佐に関して…経済観光文化局文化財活用部文化財活用課
担当：松本・星野　TEL：092-711-4862（内線3832）　FAX：092-733-5537

1．(1)重要文化財（美術工芸品：考古資料）の指定

金錯銘大刀（きんさくめいたち）　一口　　福岡市中央区天神1−8−1

- 通称　庚寅銘大刀（こういんめいたち）
- 所有者　福岡市
- 制作年代　570年
- 法　量　長さ74㎝
- 平成23年に調査された西区元岡（もとおか）古墳群G群6号墳（7世紀前半）から出土したもので，刀身の棟に金象嵌で19文字の銘文が確認されました。銘文は「大歳庚寅正月六日庚寅日時作刀凡十二果□（錬カ）」と読むことができ，暦を表す干支が刻まれていることから西暦570年に作られたことがわかりました。日本における暦資料として学術的に貴重なものです。
- 福岡市では象嵌で記された年号日付から発見以来「庚寅銘大刀」と呼んでいますが，重要文化財の指定名称は金錯（金象嵌のこと）により銘文が記されていることから「金錯銘大刀」とされました。

大刀と共伴資料(附（つけたり）で指定)

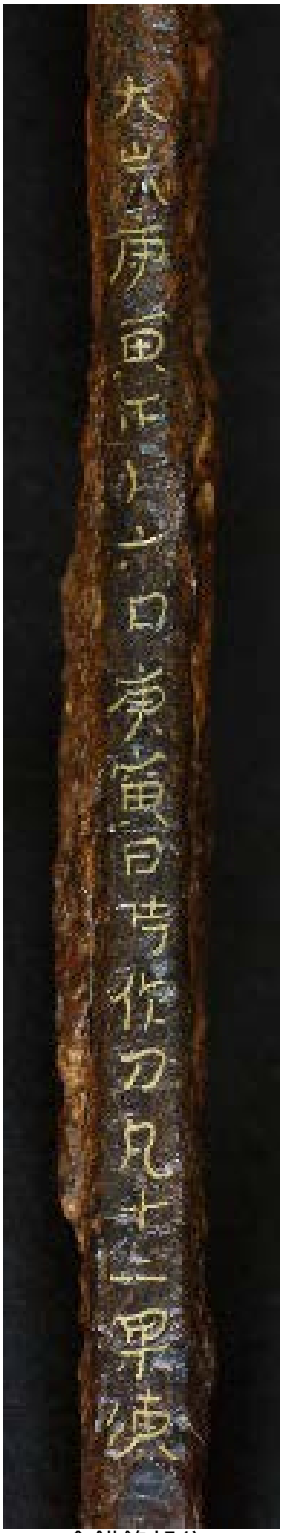

金錯銘部分

平成23年の発見から約８年の歳月を経て国の重要文化財に指定された「庚寅銘大刀」。指定品の内容や歴史的な意味、今後の活用について詳しくご紹介します。

1）重要文化財指定品の内容とは…？

福岡市西区の元岡古墳群G群６号墳から出土した古墳時代の鉄刀、「庚寅銘大刀(指定名称：金錯銘大刀）」をはじめとした資料が国の重要文化財に指定されることが決まりました。

大刀の他に同じ古墳から出土した馬具や鏃といった金属製品や、玉類、土器なども、附（つけたり）として指定され、総数は288点にのぼります。

～指定品一覧～

金錯銘大刀　１口
大歳庚寅正月六日庚寅の銘がある
福岡県元岡G-六号墳出土

附 １，金属製品……１３４点
（銅鈴 １点、金銅刀装具残欠等２点、耳環１０点、刀・刀装具７点、鉄矛・鉄鏃 ７５点、両頭金具７点、轡残欠６点、鐙残欠２点、鑷子４点、刀子１１点、鉄鋸２点、鉄鑿１点、鉄斧１点、鉄鉇１点、不明鉄製品４点）

１，玉……１１９点
（水晶勾玉 ほか９点、ガラス勾玉ほか104点、土製管玉ほか６点）

１，須恵器・土師器……　３４点
（須恵器３２点、土師器２点）

ガラス小玉類

銅鈴

勾玉・切子玉類

耳環

鉄刀

2）庚寅銘大刀と元岡古墳群G群６号墳とは…？

大刀の出土状況

元岡古墳群G群６号墳は、九州大学伊都キャンパス地内にある「元岡・桑原遺跡群」の中に営まれた群集墳の一つです。平成23年に発掘調査が行われ、同年９月に大刀は発見されました。

古墳から取り上げ直後に行った透過X線（レントゲン）撮影で、刀の背（峰）に象嵌による文字の存在が確認され、その後、保存処理や分析調査により、文字が金象嵌によるものであることが判明しました。その後、状態を確認しながら慎重に文字の表出が行われ、平成27年１月には19文字すべての文字が当時の輝きそのままに眼前に表出されました。

文字は全部で19あり、「大歳庚寅正月六日庚寅日時作刀凡十二果口（練カ）」と書かれ「庚寅の年の庚寅の日（＝寅が重なる縁起の良い日）に約十二回（＝たくさんという意か）（鉄を）練って（鍛えて）この刀をつくりました。」という内容が記されています。

この銘文から当時の人が暦を使いこなしていたこと、当時の日本で暦が広く使われていたことを示す資料として、考古学、古代史上の重要な発見と評価されています。

文字の表出作業

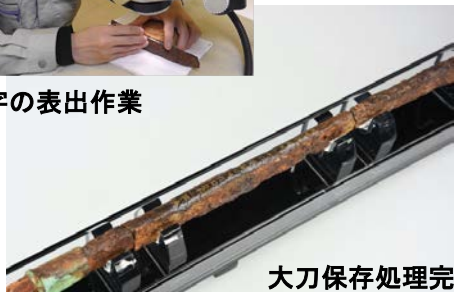

大刀保存処理完了

【　参考　】
古墳から出土した金象嵌による有銘刀剣は庚寅銘大刀で４例目（象嵌有銘大刀としては９例目。その他、伝世品１例「七支刀」）。
※古墳時代の有銘金象嵌刀剣
・稲荷山（いなりやま）古墳　・・・埼玉県（国宝）
・伝群馬県古墳　・・・群馬県（重要文化財）
・東大寺山（とうだいじやま）古墳　・・・奈良県（国宝）

3）重要文化財の指定とは…？

重要文化財の指定は、「文化財保護法第27条」の規定に基づいて行われます。文化財の指定は、文部科学大臣が専門家で構成される独立した貴官の「文化審議会」に諮問し、その答申を得ることによって行われます。

重要文化財に指定されると、修理に際して国からの指導や補助を受けることができますが、一方で、資料の移動や展示の際に規制がかかる場合があります。

筑前吉武遺跡出土品

福岡市内の重要文化財（考古資料）※国宝を含む

指定名称	員数		所有者又は管理者	指定年月日
銭弘俶八万四千塔	1	基	（宗）誓願寺	明治44年4月17日
金印（印文「漢委奴國王」） 福岡県糟屋郡志賀島村出土	1	顆	福岡市	昭和6年12月14日
有柄細形銅剣 内行花文鏡 福岡県糸島郡怡土村大字三雲字鑓溝出	2	1口 1面	（宗）聖福寺	昭和27年3月29日
銅戈鎔笵 福岡県糸島郡怡土村大字三雲字鑓構出	1	箇	（国大）九州大学	昭和30年2月2日
青釉経筒 伝筑前国四王寺阯経塚出土	1	合	（財）田中丸コレクション	昭和30年6月22日
壺形土器 福岡県福岡市城ノ原出土	1	箇	福岡市	昭和42年6月15年
壺形土器 長崎県壱岐郡勝本町立石唐神出土	1	箇	福岡市	昭和42年6月15日
筑前吉武遺跡出土品	645	点	文化庁	昭和62年6月6日
博多遺跡群出土品	2138	点	福岡市	平成29年9月15日

博多遺跡群出土品

4）どのように活用していくの…？

福岡市埋蔵文化財センターでは、今回の重要文化財指定に伴い、シンポジウムや講演会、展示を予定しています。

①指定記念シンポジウム

第１回　６月　　第２回　１１月

※場所時間等の詳細は未定。

②講演会（考古学講座）

「庚寅銘大刀」をテーマに市民向けの講演会を実施します。

場所：埋蔵文化財センター　２階研修室

シンポジウム風景

③関連展示

第１期展　　５月１４日（火）～

『元岡・桑原遺跡群展

～庚寅銘大刀出現前後の元岡・桑原遺跡群～』

※庚寅銘大刀の実物は文化庁へ貸出中のため、複製品・復元品の展示を行います。

第２期展　　６月１８日（火）予定～

『庚寅銘大刀、里帰り展』

※庚寅銘大刀の実物の展示を行います。

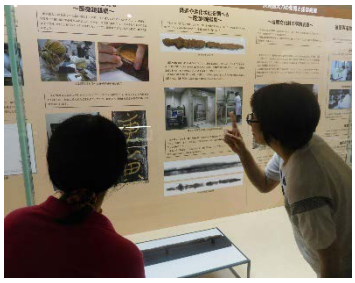

展示風景

1．(2)　重要文化財（美術工芸品：彫刻）の指定

木造 阿弥陀 如来 立像　　快成作　一 躯　　博多区祇園町 4 番 50 号

- 所有者　宗教法人 萬行寺
- 制作年代　仁治３年（１２４２）
- 材質構造　ヒノキ材，割矧ぎ造（寄木造の一種），表面は 黒漆・白土・丹 の具を塗り重ね，肉身部は 金泥 を塗り，着衣部は 截金 が施されています。
- 仏像の底に 朱漆 で**「仁治三年　九月十五日　法橋快成」**と記されていることから，仏像制作の年代と作者が明らかになります。快成は鎌倉時代に奈良周辺で活動した仏師と考えられています。
- 平成２４～２６年度，福岡市において文化庁の補助を受け，筑紫女学園大学の協力を得て萬行寺収蔵資料の調査を実施した中で本彫刻も再確認しました。平成２７年度に萬行寺の他の重要な文化財とともに市文化財に指定していました。

木造阿弥陀如来立像

像底の朱漆銘

２．国登録有形文化財（建造物）

料亭 満佐（りょうてい まさ）　博多区中洲一丁目８番 25 号

- 登録名称　料亭満佐　主屋棟・離れ棟・厨房棟・新館棟・表門及び塀
- 建築年代　昭和２９年建設、昭和３０年代後半増築
- 中洲の一角にある明治２７年創業の料亭です。現在は那珂川沿いに建ち、1400 ㎡の敷地に巡らされた高塀と表門は、周辺の喧噪を遮り、老舗料亭の風格ある店構えを形成しています。各客室は異なる趣向の意匠で整えられており、上質な新興数寄屋(※1)の料亭建築となっています。

  （※1　伝統的な数寄屋建築の近代化に取り組んだ建築家・吉田五十八（1894-1974）が考案。大壁造りの採用、欄間や吊束の省略、工業生産材料の採用などを特色とします。）
- 国登録有形文化財（建造物）とは、原則として建設後 50 年を経過した歴史的建造物で、一定の評価を得たものを文化財として登録し、届出制という緩やかな規制を通じて保存を図り、活用を促していく制度です。料亭満佐は国土の歴史的景観に寄与しているもの、造形の規範となっているものとして評価されました。

主屋棟　広間と次の間

表門及び塀

離れ棟　離れと月見台

厨房棟　応接間